



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本中世外記官人の研究： 廷臣の参集の場と人的ネットワークの形成を中心に [全文の要約]
Author(s)	大和田, 努
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12065号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61673
Type	doctoral thesis
File Information	Tsutomu_Owada_summary.pdf



平成 27 年度学位申請論文

「日本中世外記官人の研究

——廷臣の参集の場と人的ネットワークの形成を中心に——」要約

大和田 努

本稿は、中世前期から後期にかけて、朝廷の文筆官僚である外記官人に焦点を当て、日常的な参集の場に留意しながら、官司の範疇に限定されない実態的な活動内容を追究したものである。

そもそも外記は律令に規定される官職である。中世において外記は中原氏・清原氏が独占世襲するところとなり、特定官職が特定氏族に独占的に請け負われる現象を説いた「官司請負制」論の一具体例として、弁官史や検非違使とともに従来研究の対象になってきた。

その後、独占的に請け負いがなされない官司が見出され、その様態が追究されたり、さらに近年においては外記など実務官人たちの官司・官職に依らない横断的ネットワークの存在があきらかにされつつある。

本稿ではこうした先行研究に学びつつ、特に外記という「官司請負制」論で語られた典型例に対し改めて考察を加えた。特に従来の研究で十分に論ぜられてこなかった、為政者（中世前期においては治天、中世後期においては室町殿）と外記官人との関係に留意しながら、官司を超越した実態的な活動を、外記官人の人的ネットワークから追究することを目指した。その際に注目した要素は、外記官人が日常的にどのような場所に参向していたかという視角である。

第一章では、外記中原氏の家が中世前期を通じて分流し続けた理由を論点として、院評定制下における院文殿衆としての活動に論及した。寛元四年（1246）に制度化した朝廷の議定・訴訟システムである院評定制においては、外記官人は月に六度の院文殿への参勤が定められ、同じく文殿衆であった弁官史小槻氏、検非違使中原氏、あるいは上級の廷臣からなる院評定衆、時には治天と日常的に参会した。鎌倉時代後期に訴訟業務が朝廷内で重要な役割となるなか、院文殿衆の持つ文筆官僚として文書読解・処理能力が訴訟沙汰にも転用されたことを解明した。外記中原氏は院文殿に早くから中心的な役割を果たしており、多くの人数が文殿衆として参仕したことが確認される。院文殿は先例などの知識が蓄積・共有される場所であり、こうした場に参与することが、外記中原氏が中世前期に複数の家を分流させ、かつ外記の家として請負いを維持しえた理由となった点を論じた。

第二章では南北朝期から室町期にかけての六位外記の出自や動員をテーマに、外記局内部の請負いのあり方について触れた。当該期の六位外記はほとんどの場合いずれかの局務家（外記の極官である大外記になれる家柄）が選定するものであり、代々六位外記に任ぜられる、譜代化する家流も存在した。外記局内部に大外記を世襲する局務家と、少外記を世襲する六位外記との家とが重層的に存在するという状態は、「官司請負制」論と関わって、請負がどこまで官司に浸透していたかという問題に直結する。従来の研究では、局務家と六位外記とに業務の差異を見出し、かつ六位外記が局務に従わない点から両者に懸隔を見、六位外記の相対的独立を論じている。一方、本稿では六位外記が外記の職務以外にどのような職務を負ったかに注目する。六位外記は主人たる局務家の領地経営などにも従事しており、六位外記は局務家の強い統制下にあったことを論じた。同時に、従来あまり論じられてこなかった局務家どうしの関係についても触れ、南北朝期・室町期それぞれの政治状況を踏まえて、大外記が他家の六位外記をどのように運用していたかを追究した。

第三章では、室町期において、大外記を世襲する家の一つである正親町流中原氏を題材に採り、正親町流中原氏の転法輪三条家・正親町三条家・三条西家・徳大寺家への頻繁な参向および奉仕活動とその内容について論考した。一般に太政官から先例引勘などの業務を請負うイメージの強い外記官人であるが、中世後期においては朝廷政務が減少し、太政官への業務は僅かになる。正親町流中原氏の歴代当主の動向を追うと、いずれも閑院流の上級の廷臣に対して外記の技能に基づいた先例の紹介や儀式の習礼、漢籍の教授、果ては文字の異動の確認や、和歌の代作に至るまで、文筆の総合的な顧問の役割を果たしていたことがわかる。こうした奉仕の見返りとして、正親町流中原氏は奉仕先の上級の公家が所持する所領から「芳志」として年貢を頂戴したり、あるいは訴訟や御訪の際の口添えを得る。こうした奉仕先との外記の技能を紐帯とする緊密な関係を築く点に中世後期の外記官人の特色を見る。

第四章では、第三章と関連して、足利義教寵臣であった正親町三条実雅という人物に着目し、「公武統一政権」下の足利義教期～義政期における公武交渉の有り様について解明した。正親町三条実雅は足利義教寵臣として知られ、義教期～義政期の政治局面において重要な役割を果たしながらも今まで専論がなかった。従来室町期の公武関係研究においては、伝奏への注目が集まり研究が蓄積された。本論文では、伝奏の役割を陰に補佐する存在として実雅を位置づける。また義教寵臣として知られる実雅が、むしろ嘉吉の乱後に政治的重要性を増し、綸旨発給を円滑に遂行させる存在としてあったことを論ずる。第三章で論じた通り、外記官人はこうした政権の中枢にあった人物に奉仕することで中世後期を生き延びた。外記官人を直接の対象としない本章を敢えて論文の中に組み込む理由は、「公武統

一政権」下、外記官人がどのような存在に連なり活動していたか、室町社会の中で布置するためである。

第五章では、室町期の外記官人中原康富の隼人正領の経営と、それを保障した清原氏および幕臣・細川氏被官人との諸芸能を通じた日常的な連絡関係を論じた。中原康富家は隼人正を世襲し隼人正領を所有する六位外記の家柄である。室町期においては朝廷領の知行化が進んだが、康富は丹波にある隼人正領に自ら下向し、在地の負名層と参会、年貢の散用をなすとともに連歌会・憑子経営を実施した。こうした在地への下向が安定した所領経営をもたらした。また京都にあつては、主家清原氏との関係をきっかけに、室町幕府の弓馬師範である小笠原長時や、細川京兆家被官人の清久定と、外記の技能や文芸を通じて交友を図った。幕府関係者との交友は、訴訟における口添えの依頼を可能にするなど、所領経営を行なううえで有利に働いた。

本論文における検討の結果と展望を以下に示す。第一章で触れた院評定制が貞治年間（1362~1367）に停滞した後、外記官人をはじめとする実務官人に、朝廷内部において日常的な参集の場（制度的な場）は与えられなかった。代わりに室町期において外記官人の参集として確認されるのが、清原氏の浄居庵や、奉仕先の上級公家の邸宅であった。そこでは「学問」「文筆」を紐帯として外記官人は同輩や上位の公家・武家と非制度的に関係を構築して存続を図っていた。足利義満が公家化を果たす際、和漢会に没頭したり、あるいは義満を中心に『孟子』など漢籍の講読・学習が行なわれるなど、公・武・僧を問わない文芸グループが形成された。室町期の「公武統一政権」下の京都においては、実務官人層においても大小の文芸グループが存在し、「官司請負」の典型例として語られる外記官人は、室町期においてはむしろ非制度的な場において需要を得、その技能を発揮していたのである。このように官司制度からは捕捉し得ない官人の実態的な動向を把握することで、研究が進展しつつある室町殿と天皇とを頂点とする室町期公武関係の下層の構造もまた明らかになるだろう。